

第1表

部門共通費用帰属明細表

平成26年4月1日から

平成27年3月31日まで

(単位 百万円)

	発電費	送電費	変電費	配電費	販売費	合計
役員給与	77	25	30	83	87	305
給料手当	6,544	2,407	2,702	6,250	6,350	24,256
給料手当振替額(貸方)	△26	△9	△11	△25	△26	△99
退職給与金	3,141	1,037	1,235	3,371	3,539	12,325
厚生費	1,452	534	600	1,387	1,410	5,385
雑給	148	48	58	159	167	581
消耗品費	202	74	83	193	196	750
修繕費	917	486	497	2,451	3,124	7,475
補償費	24	15	0	2	0	42
賃借料	1,153	261	228	751	2,065	4,461
委託費	3,595	1,314	1,490	6,017	7,527	19,945
損害保険料	173	-	-	-	-	173
普及開発関係費	1,946	57	47	148	54	2,254
養成費	318	85	112	310	653	1,479
研究費	4,431	224	204	1,208	981	7,049
諸費	1,980	428	506	2,534	1,528	6,978
固定資産税	202	107	109	539	688	1,646
雑税	209	32	168	11	543	964
減価償却費	1,408	746	763	3,762	4,795	11,475
固定資産除却費	234	124	127	626	798	1,910
建設分担関連費振替額(貸方)	△133	△63	△34	△46	-	△277
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	△679	△40	△33	△103	△37	△895
合計	27,323	7,898	8,887	29,633	34,449	108,191

(記載注意)

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

第2表

社内取引明細表

平成26年4月1日から

平成27年3月31日まで

1 社内取引収益及び費用明細表

(単位 百万円)

費用の部		収益の部	
項目	金額	項目	金額
託送収益等取引費用	69,637	基準託送供給料金相当額等取引収益	660,233
アンシラリーサービス取引費用	12,550	接続検討料相当額取引収益	6
振替損失調整額取引費用	892	変更賦課金相当額取引収益	0
過去の使用済燃料に係る費用等に相当する取引費用	8,819		
合計	91,899	合計	660,240

(記載注意)

必要に応じ、費用及び収益の算定根拠その他送配電部門の収支の状態を正確に判断するために必要な事項を脚注として記載すること。

2 項目別明細表

(1) 基準託送供給料金相当額等取引収益

(単位 百万円)

種類及び名称	金額
標準接続送電サービス料金相当額取引収益	474,663
時間帯別接続送電サービス料金相当額取引収益	112,347
臨時接続送電サービス料金相当額取引収益	69
予備送電サービス料金相当額取引収益	3,866
夜間最大電力発生時の割引相当額取引収益	-
変動範囲内発電相当額取引収益	68,633
変動範囲外発電相当額取引収益	-
地帯間購入電源費取引収益	2
他社購入電源費取引収益	651
合計	660,233

(記載注意)

必要に応じ、収益の算定根拠を脚注として記載すること。

(2) 接続検討料相当額取引収益

(単位 百万円)

種類及び名称	金額
接続検討料相当額取引収益	6

(記載注意)

1 接続検討料に、事業者における送配電外部部門から当年度中に接続検討依頼を受けた件数を乗じて算定すること。

2 必要に応じ、収益の算定根拠を脚注として記載すること。

(3) 変更賦課金相当額取引収益

(単位 百万円)

種類及び名称	金額
変更賦課金相当額取引収益	0

(記載注意)

1 変更賦課金に、当年度の対象電力量を乗じて算定すること。

2 必要に応じ、収益の算定根拠を脚注として記載すること。

(4) 託送収益等取引費用

(単位 百万円)

種 類 及 び 名 称	金 額
負荷変動対応電力取引費用	69,473
地帯間販売電源料取引費用	4
他社販売電源料取引費用	161
近接性評価割引額取引費用	△ 1
合 計	69,637

(記載注意)

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(5) アンシラリーサービス取引費用

(単位 百万円)

種 類 及 び 名 称	金 額
接続供給託送収益対応分	198
基準託送供給料金相当額対応分	12,351
合 計	12,550

(記載注意)

- 1 託送供給約款の料金率等に含まれるアンシラリーサービスに係る費用相当の単価に、当年度の送電・高圧配電関連需要に係る販売電力量を乗じて算定すること。
- 2 必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(6) 振替損失調整額取引費用

(単位 百万円)

種 類 及 び 名 称	金 額
振替損失調整額取引費用	892

(記載注意)

- 1 託送供給約款の標準変動範囲内電力料金の料金率等に、当年度の振替損失電力量を乗じて算定すること。
- 2 必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(7) 過去の使用済燃料に係る費用等に相当する取引費用

(単位 百万円)

種 類 及 び 名 称	金 額
接続供給託送収益対応分	145
基準託送供給料金相当額対応分	8,673
合 計	8,819

(記載注意)

- 1 特別高圧需要、高圧需要及び低圧需要ごとに、託送供給約款の料金率等に含まれる過去の使用済燃料に係る費用等を適用して算定すること。
- 2 必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

第3表

設備別費用明細表

平成26年4月1日から

平成27年3月31日まで

(単位 百万円)

	送電費	変電費	配電費	ネットワーク 給電費用	需要家費用	その他の費用	合計
役員給与	25	30	75	14	22		168
給料手当	9,898	12,132	30,647	5,769	9,233		67,681
給料手当振替額(貸方)	△253	△309	△692	△6	△83		△1,345
退職給与金	1,037	1,235	3,036	584	927		6,821
厚生費	1,844	2,315	5,876	1,064	1,728		12,829
委託検針費	-	-	-	-	5,571		5,571
委託集金費	-	-	-	-	1		1
雑給	72	91	537	163	3,142		4,007
消耗品費	131	174	748	191	276		1,522
修繕費	10,745	18,803	90,068	1,022	29,983		150,623
補償費	961	3	158	5	5		1,134
貸借料	2,644	794	11,223	336	513		15,512
託送料	5,524	1,214	0	-	-		6,739
事業者間精算費	887	-	-	-	-		887
委託費	5,634	1,951	19,787	4,760	12,539		44,673
損害保険料	-	-	-	-	-		-
普及開発関係費	57	47	133	-	14		253
養成費	85	112	279	418	65		961
研究費	224	204	1,089	351	228		2,097
諸費	593	1,350	2,990	558	2,580		8,073
固定資産税	9,111	5,462	11,215	225	1,130		27,145
雑税	77	404	24	98	808		1,413
減価償却費	50,217	33,903	35,014	1,569	3,882		124,588
固定資産除却費	3,061	4,399	5,360	261	602		13,685
共有設備費等分担額	112	-	-	-	-		112
共有設備費等分担額(貸方)	△0	-	-	-	-		△0
地帯間購入電源費(送配電部門が購入した電気の料金に限る。)						2	2
地帯間購入送電費(電源線に係る費用を除く。)						112	112
他社購入電源費(託送供給に伴い購入した電気の料金に限る。)						651	651
他社購入送電費(電源線に係る費用を除く。)						188	188
建設分担関連費振替額(貸方)	△63	△34	△46	-	-		△143
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	△40	△33	△103	△6	△6		△190
電源開発促進税						47,377	47,377
事業税						7,784	7,784
開発費						-	-
開発費償却						-	-
電力費振替勘定(貸方)						△10	△10
社内取引費用						91,899	91,899
合計	102,593	84,254	217,424	17,382	73,170	148,005	642,831

(記載注意)

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

第4表

送配電部門収支計算書

平成26年4月1日から

平成27年3月31日まで

(単位 百万円)

費用の部		収益の部	
項目	金額	項目	金額
営業費用	642,831	営業収益	680,434
送電費	102,593	地帯間販売電源料	4
変電費	84,254	地帯間販売送電料	398
配電費	217,424	他社販売電源料	226
地帯間購入電源費	2	他社販売送電料	-
地帯間購入送電費	112	託送収益	12,228
他社購入電源費	651	接続供給託送収益	8,948
他社購入送電費	188	(変動範囲内発電収益)	(770)
ネットワーク給電費用	17,382	(変動範囲外発電収益)	(193)
需要家費用	73,170	その他託送収益	3,280
電源開発促進税	47,377	事業者間精算収益	260
事業税	7,784	電気事業雑収益	6,953
開発費	-	遅収加算料金	120
開発費償却	-	社内取引収益	660,240
電力費振替勘定(貸方)	△ 10	(変動範囲内発電相当額取引収益)	(68,633)
社内取引費用	91,899	(変動範囲外発電相当額取引収益)	(-)
(負荷変動対応電力取引費用)	(69,473)		
営業利益	37,602		
営業外費用	33,125	営業外収益	3,011
財務費用	30,209	財務収益	2,146
(株式交付費)	(-)	(預金利息)	(14)
(株式交付費償却)	(-)		
(社債発行費)	(167)		
(社債発行費償却)	(-)		
事業外費用	2,916	事業外収益	865
特別損失	-	特別利益	-
税引前送配電部門当期純利益	7,488		
法人税等	2,269		
送配電部門当期純利益	5,219		

(記載注意)

次に掲げる事項について、脚注として記載すること。

- (1) 送配電部門収支計算書の作成に関する会計方針(重要なものに限り、その採用が原則とされているものを除く。)
- (2) 会計方針の変更をしたときは、その旨及びその変更による増減額(ただし、変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又はその増減額の記載を要しない。)
- (3) 必要に応じ、費用及び収益の算定根拠その他送配電部門の収支の状態を正確に判断するために必要な事項

第5表

固定資産明細表

平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで

(1) 電気事業固定資産及び固定資産仮勘定

(単位 百万円)

区 分	期 首 残 高				期 中 増 減 額			期 末 残 高			
	帳簿原価	工事費 負担金等	減価償却 累計額	帳簿価額	帳簿原価 増減額	工事費負担 金等増減額	減価償却累 計額増減額	帳簿原価	工事費 負担金等	減価償却 累計額	帳簿価額
送電設備	2,873,823	84,620	1,956,506	832,696 (832,681)	14,145	3,082	52,225	2,887,968	87,703	2,008,731	791,534 (791,520)
土地	94,190	6,928	-	87,261 (87,261)	455	45	-	94,646	6,974	-	87,671 (87,671)
建物	4,241	65	2,967	1,208 (1,208)	△ 5	-	59	4,236	65	3,026	1,144 (1,144)
構築物	2,353,528	67,896	1,664,871	620,759 (620,744)	13,842	2,877	39,626	2,367,370	70,774	1,704,498	592,097 (592,083)
機械装置	169,718	893	133,204	35,621 (35,621)	△ 518	62	1,615	169,200	955	134,819	33,425 (33,425)
備品	1,572	-	1,542	30 (30)	△ 0	-	5	1,572	-	1,548	24 (24)
リース資産	47	-	20	26 (26)	△ 10	-	△ 2	37	-	18	18 (18)
資産除去債務相当資産	-	-	-	- (-)	-	-	-	-	-	-	- (-)
無形固定資産	250,523	8,836	153,899	87,788 (87,788)	381	97	10,919	250,905	8,933	164,819	77,153 (77,153)
変電設備	1,569,090	17,893	1,134,575	416,621 (416,617)	7,182	77	14,150	1,576,273	17,971	1,148,725	409,576 (409,573)
土地	91,025	2,998	-	88,027 (88,025)	37	4	-	91,063	3,003	-	88,059 (88,058)
建物	161,090	1,779	115,805	43,505 (43,502)	△ 140	△ 15	1,685	160,949	1,764	117,491	41,693 (41,692)
構築物	-	-	-	- (-)	-	-	-	-	-	-	- (-)
機械装置	1,307,889	13,114	1,010,744	284,029 (284,029)	7,482	87	12,620	1,315,371	13,202	1,023,365	278,803 (278,803)
備品	8,124	0	7,564	559 (559)	△ 73	-	△ 103	8,051	0	7,460	590 (590)
リース資産	306	-	200	106 (106)	△ 112	-	△ 62	193	-	137	56 (56)
資産除去債務相当資産	-	-	-	- (-)	-	-	-	-	-	-	- (-)
無形固定資産	653	-	259	393 (393)	△ 10	-	10	643	-	269	373 (373)
配電設備	2,092,879	24,689	1,254,953	813,237 (813,228)	24,850	1,820	26,733	2,117,730	26,510	1,281,686	809,533 (809,526)
土地	1,075	39	-	1,035 (1,035)	△ 49	△ 11	-	1,025	27	-	997 (997)
建物	3,261	2	1,478	1,780 (1,780)	70	-	150	3,332	2	1,629	1,700 (1,700)
構築物	1,651,659	21,665	1,027,951	602,042 (602,033)	22,733	1,792	25,193	1,674,392	23,457	1,053,144	597,791 (597,783)
機械装置	425,351	2,966	216,386	205,998 (205,998)	2,830	40	1,743	428,181	3,006	218,130	207,044 (207,044)
備品	5,786	-	5,376	409 (409)	△ 163	-	△ 132	5,622	-	5,244	378 (378)
リース資産	2,788	-	1,717	1,070 (1,070)	△ 610	-	△ 372	2,177	-	1,344	832 (832)
資産除去債務相当資産	-	-	-	- (-)	-	-	-	-	-	-	- (-)
無形固定資産	2,957	16	2,042	898 (898)	40	-	151	2,997	16	2,193	787 (787)
建設仮勘定	36,277	-	-	36,277 (36,276)	2,247	-	-	38,524	-	-	38,524 (38,524)
送電設備	22,009	-	-	22,009 (22,009)	△ 1,572	-	-	20,437	-	-	20,437 (20,436)
変電設備	10,062	-	-	10,062 (10,062)	2,738	-	-	12,800	-	-	12,800 (12,800)
配電設備	4,205	-	-	4,205 (4,205)	1,081	-	-	5,286	-	-	5,286 (5,286)
合 計	6,572,070	127,204	4,346,034	2,098,832 (2,098,803)	48,426	4,980	93,109	6,620,496	132,184	4,439,143	2,049,168 (2,049,144)

(記載注意)

- 帳簿価額の()内には、送配電部門の固定資産を内数として記載すること。なお、建設仮勘定については、送電設備、変電設備及び配電設備ごとの電気事業固定資産に占める送配電部門の固定資産の割合を用いて算定すること。
 - 期首残高の帳簿価額の()内には、この省令の規定により公表された最近の期末残高の()内の値を記載すること。
 - 次に掲げる事項について、脚注として記載すること。
 - 固定資産明細表の作成に関する会計方針(重要なもの)に限り、その採用が原則とされているものを除く。
 - 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産は定率法、無形固定資産は定額法によっている。
 - 会計方針の変更をしたときは、その旨及びその変更による増減額(ただし、変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又はその増減額の記載を要しない。)
 - 償却年数又は残存価額の変更(軽微なものを除く。)をしたときは、その旨
 - 送電設備及び変電設備に係る期中帳簿原価増減額のうち主たるものについては、主要件名別帳簿原価期中増減明細として期中増加額及び期中減少額
 - 主要件名別帳簿原価期中増減明細

期中増加	送電設備 東名古屋東部線リフレッシュ工事	2,596 百万円
	変電設備 西部変500kV(三重連絡線・西部幹線) 機器取替	1,859 百万円
期中減少	送電設備 地中線設備(名古屋市内洞道) 監視システム撤去	508 百万円
	変電設備 西部変500kV(三重連絡線・西部幹線) 機器取替	627 百万円
- 必要に応じ、資産の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。

(2) 電源線資産(再掲)

(単位 百万円)

区 分	期 首 残 高			期 中 増 減 額			期 末 残 高			
	帳簿原価	工事費 負担金等	減価償却 累計額	帳簿価額	帳簿原価 増減額	工事費負担 金等増減額	減価償却累 計額増減額	帳簿原価	工事費 負担金等	減価償却 累計額
送電設備	320,229	951	217,980	101,297	11	0	7,666	320,241	952	225,647
変電設備	-	-	-	-	220	-	95	220	-	95
配電設備	197	2	120	74	1	0	2	199	2	122
建設仮勘定	2,677	-	-	2,677	△ 255	-	-	2,422	-	-
送電設備	2,677	-	-	2,677	△ 259	-	-	2,417	-	-
変電設備	-	-	-	-	3	-	-	3	-	-
配電設備	0	-	-	0	0	-	-	0	-	-
合 計	323,105	953	218,100	104,050	△ 22	1	7,764	323,082	954	225,865

(記載注意)

- 建設仮勘定については、送電設備、変電設備及び配電設備ごとの送配電部門の固定資産(建設仮勘定を除く。)に占める当該設備の電源線資産の割合を用いて算定すること。
- 必要に応じ、資産の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。

第6表

共 用 固 定 資 産 帰 属 明 細 表

(1) 電気事業固定資産及び固定資産仮勘定

平成26年4月1日から

平成27年3月31日まで

(単位 百万円)

	摘 要	帳 簿 価 額		帰 属 基 準
		期首残高	期末残高	
業務設備	送電費対応分	7,550	7,430	・業務用建物床面積比
	変電費対応分	7,787	7,600	・業務用建物床面積比
	配電費対応分	34,742	34,294	・建設費(帳簿原価)比、業務用建物床面積比
	ネットワーク給電費用対応分	16,013	15,628	・建設費(帳簿原価)比、業務用建物床面積比
	需要家費用対応分	10,395	9,533	・建設費(帳簿原価)比、業務用建物床面積比
建設仮勘定		1,267	1,022	
業務設備	送電費対応分	125	101	・業務用建物床面積比
	変電費対応分	129	104	・業務用建物床面積比
	配電費対応分	575	470	・建設費(帳簿原価)比、業務用建物床面積比
	ネットワーク給電費用対応分	265	214	・建設費(帳簿原価)比、業務用建物床面積比
	需要家費用対応分	172	130	・建設費(帳簿原価)比、業務用建物床面積比
合 計		77,755	75,509	

(記載注意)

- 1 期首残高の帳簿価額には、この省令の規定により公表された最近の期末残高の値を記載すること。
- 2 必要に応じ、資産の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。

(2) 業務設備に係る固定資産明細表

平成26年4月1日から

平成27年3月31日まで

(単位 百万円)

区 分	期 首 残 高				期 中 増 減 額			期 末 残 高			
	帳簿原価	工事費 負担金等	減価償却 累計額	帳簿価額	帳簿原価 増減額	工事費負担 金等増減額	減価償却累 計額増減額	帳簿原価	工事費 負担金等	減価償却 累計額	帳簿価額
業務設備	406,081	9,735	279,846	116,499	△ 14,249	△ 271	△ 11,860	391,832	9,464	267,986	114,381
建設仮勘定	2,067	-	-	2,067	△ 455	-	-	1,611	-	-	1,611
業務設備	2,067	-	-	2,067	△ 455	-	-	1,611	-	-	1,611
合 計	408,149	9,735	279,846	118,567	△ 14,705	△ 271	△ 11,860	393,444	9,464	267,986	115,993

(記載注意)

- 1 会計規則別表第2第6表(1)及び(4)の表と同様の内容を記載すること。
- 2 必要に応じ、資産の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。

第7表

超過利潤計算書

平成26年4月1日から

平成27年3月31日まで

(単位 百万円)

項目	金額
送配電部門当期純利益（又は送配電部門当期純損失）(①)	5,219
送配電部門の事業報酬額(②)	56,715
追加事業報酬額(③)	0
送配電部門の財務費用（株式交付費、株式交付費償却、社債発行費及び社債発行費償却を除く。）(④)	30,042
送配電部門の財務収益（預金利息を除く。）(⑤)	2,131
送配電部門の事業外損益(⑥)	△ 2,050
送配電部門の特別損益(⑦)	-
その他の調整額(⑬=⑧+⑨+⑩+⑪-⑫)	365
料金収入比乖離額(⑧)	△ 321
費用比乖離額(⑨)	691
変動範囲外発電料金取引損益(⑩)	123
振替供給に伴う補給電力料金取引損益(⑪)	65
法人税補正額(⑫)	193
当期超過利潤額（又は当期欠損額）(⑭=①-②-③+④-⑤-⑥-⑦-⑬)	△ 21,899
うち想定原価と実績費用との乖離額	△ 12,693

(記載注意)

- 送配電部門の事業報酬額は、法第24条の3第1項の規定により届け出た託送供給約款の料金を設定した際に送配電部門電気事業報酬額として整理された額を原価算定期間の年数で除して得た額とすること。
- 追加事業報酬額は、法第24条の3第1項の規定により届け出た託送供給約款の料金を設定した際に算定した額を原価算定期間の年数で除して得た額とすること。
- 料金収入比乖離額は、1.及び2.により料金収入比を用いて送配電部門の収益及び費用に整理された額の合計額（以下この表において「料金収入比損益」という。）から、これらの額の整理の基礎としている料金収入比の代わりに基準接続供給料金収入比（電灯料(遅収加算料金を除く。）、電力料(遅収加算料金を除く。）及び託送収益(接続供給託送収益に限る。）の合計額に占める託送収益(基準接続供給収益（太陽光発電促進付加金を除く。）に限る。）及び3.(1)①イに整理された額の合計額の割合をいう。）を用いた場合の料金収入比損益の額を控除した額とすること。
- 費用比乖離額は、1.及び2.により費用比を用いて送配電部門の収益及び費用に整理された額の合計額（以下この表において「費用比損益」という。）から、これらの額の整理の基礎としている費用比の代わりに基準接続供給費用比（電気事業営業費用（事業税、開発費、開発費償却及び電力費振替勘定（貸方）を除く。）の合計額に占める2.及び3.に定めるところにより送配電部門の費用として整理された額（地帯間購入電源費、他社購入電源費、事業税、開発費、開発費償却、電力費振替勘定（貸方）及び託送収益等取引費用を除く。）の合計額の割合をいう。）を用いた場合の費用比損益の額を控除した額とすること。
- 変動範囲外発電料金取引損益は、変動範囲外発電収益及び変動範囲外発電相当額取引収益から、変動範囲外発電収益及び変動範囲外発電相当額取引収益に係る電力量に変動範囲内発電料金を乗じた額を控除して算定すること。
- 振替供給に伴う補給電力料金取引損益は、振替供給に伴い販売した電気の料金から、振替供給に伴い販売した電力量に変動範囲内発電料金を乗じた額を控除して算定すること。
- 法人税補正額は、送配電部門の財務収益（預金利息を除く。）、送配電部門の事業外損益、送配電部門の特別損益、料金収入比乖離額、費用比乖離額、変動範囲外発電料金取引損益及び振替供給に伴う補給電力料金取引損益に整理された額の合計額に法定実効税率を乗じて得た額とすること。
- 想定原価と実績費用の乖離額は、法第24条の3第1項の規定により届け出た託送供給約款の料金を設定した際に整理された送電・高圧配電関連原価の合計額に低圧配電費並びに低圧配電費に割り当てられる追加事業報酬、遅収加算料金、電気事業雑収益、預金利息、事業税及び電力費振替勘定（貸方）の額の合計額を原価算定期間の年数で除して得た額と実際に発生した費用の額との差額とすること。
- 必要に応じ、金額の算定根拠を脚注として記載すること。

第8表

超過利潤累積額管理表

平成26年4月1日から

平成27年3月31日まで

(単位 百万円)

項目	金額	備考
前期超過利潤累積額(又は前期欠損累積額)① (うち前期乖離額累積額)⑦	0 (0)	
当期超過利潤額(又は当期欠損額)② (うち想定原価と実績費用との乖離額)⑧	△ 20,860 (△ 9,455)	
還元額③	-	
当期超過利潤累積額(又は当期欠損累積額)④=①+②-③ (うち当期乖離額累積額)⑨=⑦+⑧	△ 20,860 (△ 9,455)	
一定水準額⑤	59,463	平均帳簿価額: 2,050,449百万円 事業報酬率: 2.9%
一定水準超過額⑥=④-⑤	0	

(記載注意)

- 前期超過利潤累積額(又は前期欠損累積額)は、この省令の規定により公表された最近の当期超過利潤累積額(又は当期欠損累積額)を記載すること。ただし、事業年度(開始の日を除く。)及び翌事業年度の開始の日において託送算定規則第19条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。
- 還元額は、法第24条の3第1項の規定により届け出た託送供給約款の料金を設定した際に事業者が定めた額を原価算定期間の年数で除して得た額を基に算定すること。
- 当期超過利潤累積額(又は当期欠損累積額)は、事業年度(開始の日を除く。)において託送算定規則第19条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は当該実施後の当期超過利潤額(又は当期欠損額)に相当する額を記載することとし、翌事業年度の開始の日において託送算定規則第19条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。
- 一定水準額は、送配電部門に係る固定資産(電源線に係るものを除く。)の期首と期末における帳簿価額を平均した額(以下この表において「平均帳簿価額」という。)に法第24条の3第1項の規定により届け出た託送供給約款の料金を設定した際に算定した事業報酬率(以下単に「事業報酬率」という。)を乗じて算定すること。
- 平均帳簿価額及び事業報酬率を、備考欄に記載すること。
- 一定水準超過額は、零を下回る場合にあっては零とすること。
- 前期乖離額累積額は、この省令の規定により公表された最近の当期乖離額累積額を記載すること。ただし、事業年度(開始の日を除く。)及び翌事業年度の開始の日において託送算定規則第19条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。
- 当期乖離額累積額は、事業年度(開始の日を除く。)において託送算定規則第19条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は当該実施後の当期乖離額累積額に相当する額を記載することとし、翌事業年度の開始の日において託送算定規則第19条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。
- 必要に応じ、金額の算定根拠を脚注として記載すること。

第9表

特定設備投資額明細表

平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで

(単位 百万円)

名称	区間又は場所	当期投資額	投資累積額
駿河東清水線	駿河(変)～東清水(変)		
浜岡新佐倉線	浜岡原子力(発)～新佐倉(変)		
鈴鹿開閉所	—		
伊勢幹線鈴鹿(開)π引込	伊勢幹線No.110,111～鈴鹿(開)		
関ヶ原北近江線	関ヶ原(開)～北近江(開)		
関ヶ原開閉所	—		
三岐幹線関ヶ原(開)π引込	三岐幹線No.47,49～関ヶ原(開)		
東名古屋分岐線	東浦北豊田線No.28～東名古屋(変)		
——線	東信新北信線No.115～——(変)		
海部名城線牛島町(変)π引込	海部名城線～牛島町(変)		
下伊那分岐線(仮称)	南信幹線～下伊那変電所(仮称)		
恵那分岐線(仮称)	愛岐幹線～恵那変電所(仮称)		
湖西	静岡県湖西市		
新佐倉	静岡県御前崎市		
知多火力	愛知県知多市		
東清水	静岡県静岡市		
愛知	愛知県豊田市		
東名古屋	愛知県豊明市		
駿河	静岡県静岡市		
西名古屋	三重県桑名市		
牛島町(275/77kV変圧器設置)	愛知県名古屋市		
牛島町(154/33→275/33kV変圧器昇圧)	愛知県名古屋市		
川根	静岡県榛原郡川根本町		
西尾張	愛知県愛西市		
知多火力	愛知県知多市		
下伊那(仮称)	未定		
恵那(仮称)	未定		
東京中部間直流連系設備関連(中部電力分) ①東京中部間連系変換所分岐線(仮称) ②東京中部間連系変換所(仮称) ③その他関連工事	①越美幹線～東京中部間連系変換所(仮称) ②岐阜県高山市		
東京中部間直流連系設備関連(東京電力分) ①東京中部間直流幹線(仮称) ②新信濃交直変換設備(仮称) ③その他関連工事	①新信濃(変)交直変換設備(仮称)～ 中部電力東京中部間連系変換所(仮称) ②長野県東筑摩郡朝日村		
合計		3,197	34,980

(記載注意)

必要に応じ、設備の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。

(注)

- 1 名称および区間又は場所については、第三者情報の保護(顧客情報「特定需要家名」)の観点から、一部非開示としている。
- 2 件名ごとの当期投資額および投資累積額については、今後の資材契約交渉を行うにあたり工事費低減の支障となる恐れがあることから、非開示としている。

第10表

内部留保相当額管理表

平成26年4月1日から

平成27年3月31日まで

(単位 百万円)

項目	金額	備考
前期内部留保相当額(①)	△ 92,249	
当期超過利潤額(又は当期欠損額)(②)	△ 21,899	
還元額(③)	-	還元義務額残高：-百万円
変動範囲外発電料金取引損益(④)	123	
振替供給に伴う補給電力料金取引損益(⑤)	65	
当期特定設備投資額(⑥)	3,197	
当期内部留保相当額(⑦=①+②-③+④+⑤-⑥)	△ 117,157	

(記載注意)

- 1 前期内部留保相当額は、この省令の規定により公表された最近の当期内部留保相当額を記載すること。
- 2 還元義務額残高(この省令の規定により公表された最近の還元義務額残高にこの省令の規定により公表された最近の一定水準超過額に一から効率化比率を控除して得た率を乗じて得た額を加えて得た額から、還元額を控除して得た額とする。)を、備考欄に記載すること。

独立した監査法人の検証報告書

平成 27 年 7 月 29 日

中部電力株式会社

代表取締役社長 勝 野 哲 殿

有限責任 あずさ監査法人

パートナー 公認会計士 横 井 康

パートナー 公認会計士 中 村 哲 也

パートナー 公認会計士 岸 田 好 彦

当監査法人は、「電気事業託送供給等収支計算規則」（平成 18 年 経済産業省令第 2 号）第 3 条の規定に基づき、中部電力株式会社の第 91 期事業年度（平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで）の送配電部門収支計算書等、すなわち、送配電部門収支計算書、社内取引明細表、固定資産明細表、共用固定資産帰属明細表、設備別費用明細表及び部門共通費用帰属明細表について検証を行った。この送配電部門収支計算書等の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から送配電部門収支計算書等に対する結論を報告することにある。

なお、会社が行うすべての事業に係る収益及び費用並びに固定資産を送配電部門として整理する際に用いた基礎数値は、当監査法人が金融商品取引法に基づく監査を実施した第 91 期事業年度の財務諸表を作成する基礎となった会計帳簿に基づいている。

当監査法人は、業種別委員会報告第 34 号「一般電気事業者が作成する送配電部門収支計算書等に関する公認会計士等による証明書発行業務に係る実務指針」（平成 21 年 5 月 19 日 日本公認会計士協会）に準拠して検証を行った。この実務指針は、当監査法人に送配電部門収支計算書等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。検証は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した収益、費用及び資産の配賦基準となる数値の検証も含め全体として送配電部門収支計算書等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、検証の結果として結論を報告するための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の送配電部門収支計算書等が、電気事業託送供給等収支計算規則第 2 条第 1 項に定める事業者に係る託送供給等収支配分基準及び同規則第 2 条第 2 項の規定により経済産業大臣に届け出た基準に基づき、中部電力株式会社の第 91 期事業年度（平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで）の送配電部門に係る損益及び固定資産の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又はパートナーの間には、公認会計士法の規定に準じて記載すべき利害関係はない。

以 上